

第1回 滋賀県行政経営改革委員会 議事録

- 1 日 時 : 平成27年3月30日(月) 15:00～17:00
- 2 場 所 : 滋賀県公館ゲストルーム
- 3 議 題 : (1) 委員長の選出について
(2) 行政経営改革委員会の運営について
(3) 滋賀県行政経営方針について
(4) 公共施設等のマネジメントについて
- 4 出席委員 : 浅野智子、伊藤幸枝、片岡雄治、大道良夫、田中宏樹、辻村琴美、徳久恭子、
殿村美樹、松田有加、山口陽平、山田清 (順不同、敬称略)
委員12名中11名出席
- 5 資 料 : 資料1 滋賀県行政経営改革委員会規則
資料2 行政経営改革委員会の運営について
資料3-1 滋賀県行政経営方針 ～対話と共感、協働で築く県民主役の県政の
実現～
資料3-2 滋賀県行政経営方針実施計画のポイント
資料4 公共施設等のマネジメントについて

6 会議概要 :

(1) 開会

①副知事あいさつ

会議の開催に先立ち、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、ご多用の中、本日の会議にご出席いただきありがとうございます。また、日頃は、本県行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

この行政経営改革委員会は、本県の行政改革その他経営的視点に立った行政運営について調査審議を行っていただくために、平成14年度から設置をしております。皆さまにはこのたび、第5期の委員にご就任いただいたところです。

第4期におきましては、今年度末に「滋賀県行財政改革方針」が終期を迎えますことから、来年度から4年間の行政経営の基本的な考え方を定めた新たな方針について諮問させていただき、昨年10月17日に答申をいただきました。

その後、県民政策コメント、市町への意見照会、県議会での審議などを経て、「滋賀県行政経営方針」を策定いたしましたので、本日の委員会におきましては、実施計画を含む方針の内容等についてあらためてご報告申し上げます。

本県もいよいよ本格的な人口減少局面に入ったと考えられ、様々な問題の顕在化が危惧されるほか、公共施設の老朽化など新たな行財政上の課題への対応も迫られております。こうした状況の中で、今般、策定しました基本構想に掲げる「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀」の実現を図っていくためには、これまで以上に「経営」の視点が重要になってまいります。

同じ成果を上げるために、どれだけの時間をかけるのか、同じ事業を営むのに、どれだけの予算をかけるのか、一つの事業を行うのに、どれだけの人が関わるのか。職員一同、これらを常に意識しながら、県政に取り組んでまいりたいと考えております。

また、行政だけ、県だけでできることは限られており、あらゆる主体の皆様との協働を進

め、そのための対話、そして共感を県民の皆様とともに生み出していかなくてはなりません。

こうした思いを込めて策定した新たな「行政経営方針」の推進にあたっては、「攻め」「見える」「前向き」の3つの経営の視点のもとで、「対話と共感、協働による県民主役の県政」を確実に実現するという気概を持って、取り組んでまいる所存です。

なお、この「行政経営方針」を着実に推進していくためには、各取組の実施状況を把握し、進捗に遅れがみられる項目の課題を検証するなど、進行管理を適切に行う必要があります。

委員の皆様には、豊富な専門知識、ご経験、また何より行政の外部の視点から取組状況を評価していただき、「対話と共感、協働で築く県民主役の県政」の実現に向けたご意見、ご助言をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後になりましたが、委員の皆様方の活発なご議論をお願い申し上げまして、開催にあたってのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

②委員自己紹介

<各委員より自己紹介をしていただきました。>

(2) 議題1 委員長の選出について

①委員長選出

<滋賀県行政経営改革委員会規則第2条第2項の規定に基づき、委員の互選により大道委員が委員長に選任されました。>

②委員長あいさつ

議事に先立ち、一言ご挨拶を申し上げます。

ただ今、前回に引き続き、委員長の重責を担うようご決定をいただき、改めて責任の重さを痛感しております。

先ほどの副知事のご挨拶にもございましたが、この行政経営改革委員会は、本県の行政改革その他経営的視点に立った行政運営について調査審議を行っていく役目を担っております。

今期においては、行政経営方針が着実に実施されているか、その進捗状況等について報告を受け、各取組の実施状況を評価してゆくこととなります。

最近の経済状況を見れば、国の3月月例経済報告では、景気の基調判断を「景気は、企業部門に改善がみられるなど、緩やかな回復基調が続いている。」とされ、県から発表されている県経済の動向を見ましても、「県内景気は、一部に弱い動きがあるものの、緩やかに持ち直している。」とされていますが、県内の状況としては、足踏み状態から緩やかに回復に向けて動き出そうとしているところというのが現場の実感であります。

また、これまで人口増加県であった本県も、昨年10月の推計人口から人口減少局面に入ったと推測され、少子高齢化の進行とあわせて、様々な課題の発生が懸念されます。

そのような中、滋賀の活力を引き出し、地域を活性化させていくためには、県政においても「行政経営方針」に示されているように「前向き」な「攻める」行政運営を、県民からも「見える」ように推進していただかなくてはなりません。

新たな方針においては、「経営」の視点を重視されていることから、委員の皆様から

民間の視点で広くご意見、ご提言をいただき、県の行政経営を後押ししていけるような委員会運営を行ってまいりたいと考えます。

最後になりますが、委員会の円滑な進行にご協力をお願いいたしまして、はじまりのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

③職務代理者の選出

＜滋賀県行政経営改革委員会規則第2条第4項の規定に基づき、委員長の指名により田中委員が職務代理者に選任されました。＞

(3) 議題2 行政経営改革委員会の運営について

＜事務局から「行政経営改革委員会の運営について(資料2)」により説明をしました。＞

＜質疑および意見＞

委員長： (平成20・21年度の) 公の施設、あるいは外郭団体の見直しの時には、部会でかなり労力を割いていただいて、皆さんにずいぶん論議してもらいましたが、前期は、それほど重たいテーマはなかったということでしょうか。

事務局： 前期は、テーマを定めて、部会で議論いただくことがなかったこともあり、前委員の方から、(議論の時間を増やすべきとの) ご意見をいただいたものと考えております。

委員長： 特にご意見ご質問ございませんか。それでは、事務局におかれましては、ただ今の内容で、運営をよろしくお願ひしたいと思います。

(4) 議題3 滋賀県行政経営方針について

＜事務局から「滋賀県行政経営方針」、「滋賀県行政経営方針実施計画のポイント」(資料3-1、3-2)により説明をしました。＞

＜質疑および意見＞

委員長： 今概要を説明いただきましたが、特に、方針の推進にあたって配慮されたい点や、来年度以降、当委員会で進捗状況を評価するにあたって提示されたい資料などについて、ご意見がありましたらお願いします。

A委員： 資料3-2の3頁、女性や若手職員の活躍推進、係長に占める女性職員の割合について、国では(目標は)3割、民間でもそのような数値目標をとというのが頓挫していますが、県の目標の15%は、どのような根拠で提示されたものでしょうか。

事務局： 国の目標は、法律がまだ成立していないので、今後どういう方針か分かってくるとは思いますが、県としては、国から示されるより先に、このような数字を挙げております。今在職している女性職員の退職等も踏まえたいうえで、高めの目標として定めたものでございます。

A委員： ちなみに今はどれくらいなんですか。

事務局： 平成26年度の課長補佐級以上の女性比率は9.7%となっています。

B委員： 何点かありますので簡潔に申し上げます。取組状況のところ、資料の提示方

法として、対前年度比を出してもらえないでしょうか。前年に対して、取組項目が増えているのか、減っているのかを見ていきたいと思ひます。あわせて、積極性を示す度合い、例えば公開度であったり、参加者数であったり、参加者が関心を持ったとか、そういうことが分かるような数値を作っていただけないかと思ひます。

もう一点配慮していただきたいこととして、取組内容を見ておると、今後イベント等が多くなるのではないかと思ひます。滋賀県はイベントが非常に活発ですが、イベントは土日開催が多く、県、市町、民間のイベントが重複することもよくあります。県民の中には、あれもこれも見たいけど、場所が離れていて見られないということがあります。イベントの日程調整は難しいとは思ひますが、県民が多くイベントに来られるよう、重複を避けるような取組をしていただければと思ひます。夢みtainな話になりますが、イベント百貨店のようなもの、例えば遊休施設でいろいろイベントをして、(来訪者は)イベントをはしごできるとか、そういう形のものがあれば、もっとたくさんの人が集中して、自分の選択で、いろいろイベントに関われるのではないかと思ひます。

C委員： 国の委員にも5種類ほど参加しているのですが、海外への対策、インバウンド対策、グローバル対策といったものが、それぞれで鮮明に打ち出されているのですが、これを拝見して、世界との連携なり、世界への発信なり、そういうものが、見える化されていないように思ひます。(県の方針にも)それはあるのですが、もう少し、時代の流れにあわせてグローバル化といったものをより打ち出されたほうがいいのではないかと思ひます。

事務局： 取組項目数としましては、現在の計画に比へまして8項目、具体的な実施計画の項目としては43項目増えているところがございます。そのあたりを、できるだけ県民の皆さんに分かってもらえる取組を関係課で検討してきたところですが、あとは、それぞれの実施段階で、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

イベントにつきましては、件数自体は、予算が厳しいこともあり減ってきていると思ひます。厳選し、必要なものだけが開催されているものと思ひますが、県以外のイベントとの日程調整など、可能な限り行ってまいりたいと思ひます。

海外やインバウンドの関係につきましては、施策の方向性ということで、基本構想で描かれるものと思ひますが、その実現が可能となるよう、行政経営方針に基づき、財政あるいは組織の面で下支えしてまいりたいと考えています。

事務局： グローバル化については、前回もご意見をいただき、行政経営方針の11頁、「『前向き』の視点」で、「…スピード感、グローバルな視点を持って、果敢に取り組む行政経営を目指します。」と、「グローバルな視点」を加えさせていただいております。今申し上げましたように、施策面は基本構想で打ち出し、行政経営方針で下支えする、当然、職員は、いろいろな情報を入れて、グローバルな視点で考えていくことが必要かと思ひますので、こういう視点を入れました。今後の東京オリンピック・パラリンピック、あるいは地方創生も叫ばれておりますので、滋賀県のブランド化を進めていくにあたって、世界を見ながら、こういう視点を持ちながら、施策を進めていきたいと考えております。この中では見えにくいのですが、観光、ブランド化などは、基本構想の中で打ち出していこうと

いうことでございます。

委員長： 具体的な話になりますが、例えば知事が就任早々ベトナムのホーチミンへ行かれて経済協力協定を結ばれましたが、あれは実際どのように動いているのか、実際に県内の中小企業さんも参画したビジネスとして何か動いているのか、いつから動いていくのか。あるいは、8月には知事さん、経済界の皆さんで湖南省に行くことになっていますが、おおいに行ったらいいし、連携できるところはしたらいいと思います。成果はどうなったのか、どこまで進んでいるのか、参加したいところはどの部署に、どういうふうに手を挙げたらいいかなど、うまくPRしていただくと思います。

事務局： 承知している範囲で、湖南省の関係で事例を申し上げますと、昨年度、平和堂さんと包括連携協定を結ばせていただきましたが、その中で、湖南省に出店されているお店に滋賀県の観光パンフレットを置いていただき、中国から滋賀県に来ていただくというインバウンド的な取組も行っております。これは平和堂さんだからできるということもありますが、こういう取組を徐々に広めていきたいと考えております。

副知事： ホーチミンに知事が行きました、経済界の方にも来ていただいて、協定を結んでまいりました。水環境ビジネスは、今後、滋賀県が、東南アジアに対して打ち出していける、強みのあるものだと考えておりますし、下水道の知見と水環境への規制や住民への啓発などを含めてトータルシステムとしてやっていけるという自信がありますので、引き続き商工観光労働部を窓口にして、委員長がおっしゃったように、成果をリターンして、企業にビジネスチャンスとしていただくことも含めて、来年度強化するとともに、きちんと周知もしていきたいと思っております。

湖南省についても、今回知事が考えておりますのは、友好交流だけでなく、経済交流にも力をいれて、さらにビジネスチャンスを拡大し、滋賀県の中小企業の皆さんにチャンスとして活用いただけるよう、これも商工観光労働部からきちんと情報提供させていただき、実のあるものにしていきたいと考えております。

委員長： 水環境ビジネスも含まれると思われるアジアインフラ投資銀行を、中国が中心になって進めています。それに欧州の主要国やオーストラリアが同調し、日本だけ取り残されないかとNHKでも特集されていました。せっかく経済協定を結ばれるので、そのようなことにならないよう、いろんな方面と連携してやっていただきたいと思っております。

D委員： 全体を通して見せていただいて、課題部分には少子高齢化を頻繁に挙げておられるのですが、行政の方針の中ではあまり取り上げられていないという印象があり、そこをどうフォローしていくのか、どう実行していくのかという疑問があります。

また、基本構想も拝見しましたが、これを見て、県の方々が、「地域」をどう捉えているのか疑問に思いました。住民の思う「地域」と県の方が思う「地域」とがマッチしていないと、効率よく動けないのではないかと思います。県のいう「地域」がどのような範囲を思っているのか、明確にしてほしいと強く思います。

事務局： 少子高齢化に関連してですが、滋賀県も人口減少に転じたところであり、対応する施策については基本構想で定めているところですが、行政経営方針ではマネ

ジメントの3つ目、公共施設マネジメントが関連する取組となっています。これは他の自治体でも取組を始められているところですが、人口減少に伴って、今の公共施設を維持していくことが難しくなるということでございます。

地域をどう捉えるかにつきましては、都道府県と市町とで捉え方が異なるものと思われませんが、市町との連携は非常に大事で、十分連携して施策を進めていきたいと考えております。

D委員： 地域の範囲については、市町の人と明らかにしていくということでしょうか。
事務局： 県と市町との役割分担ということもございますので、そのあたりも十分ご相談しながら進めていくことになろうかと思えます。

委員長： 関連しまして、この経営方針、「地方創生」が一言も入っていませんが、県も、13市6町も、27年度中に地方版の総合戦略を策定することになります。市町によって自分たちでつくるというところもありますが、中には、まず県の戦略を立ててもらって、それを参考にしないとできないというところもあります。県の方から能動的に働きかけていただいて、市町と同じ課題認識に立ったうえで、市町は市町の取組を行い、県は市町をこういうふうに応援するというのを打ち出していただけるといいと思えます。

総合戦略は、いくら待っていてもお金は出てきません。しっかりしたものを策定して、いいものから順に予算を付けていくと、石破地方創生大臣もはっきりおっしゃっておられますので、ひょっとしたら基本構想とは違うものになるかもしれませんが、そのところは、この委員会としても、十分に注目していく必要があると考えています。

E委員： 実施計画の18頁で協働事業数を目標に掲げておられますが、住民活動の援助は大事だと思います。今後の事業展開の参考にするために、事業数だけでなく、それにより雇用がどう増えたか、地域にどう分布しているかなどの分析を加えていただき、協働の内容も、福祉なのか環境なのかなど分類して、どこをさらに強化していくかを考えるとよいと思えます。

事務局： 協働につきましては、私ども経営企画・協働推進室と総合政策部の県民活動生活課とで分担して担当していますが、来年度からは協働に関する組織が総合政策部に一本化され、県民の方から見て分かりやすくなります。

来年度は、協働推進ガイドライン、これは主として、県職員向けを想定したのですが、職員の協働に対する意識を高めるため、それぞれの担当の仕事に関して、県民の皆さんの意見を聞いたり、一緒に考えたり、より県民の皆さんの意向に沿えるよう協働推進ガイドラインを策定し取り組んでまいりたいと考えております。

副知事： 総合戦略について大事なご意見をいただきました。県版の総合戦略は準備に入っていますが、なるべく早く作らせていただきます。人口の変化が及ぼす影響などを調査する一方で、課題は地域によって、それぞれの県によって異なるので、県の名前を置き換えても通じるような金太郎飴的なものではなく、滋賀県らしい総合戦略を作るよう指示しているところです。

市町にもなるべく早く県案をお示しして、それを見ながら一緒に考えようと、また、県版を策定する際にも、なるべくいろんなセクターのご意見を聴き、スピード感を持ちながら、作り込む過程を大事にしていきたいと考えております。

す。

委員長：

国が求めている、県民の皆さんも注目する、いわゆるKPI、指標の関係では、若者の雇用が何人増えたか、労働総所得がどれだけ増えたか、あるいは、結婚・出産を経てなお働く女性がどれだけ増えたかなどが、府県毎に比較されることになると思います。その中で、滋賀県も目標値を掲げて高めていく努力をしていくべきだと思いますので、できればそういうことが、途中で分かるような資料もご提示いただければと思います。

F委員：

今までの議論の中で思ったことなんですけれども、グローバル化ということになったのが、（「第4章 推進方策 1 経営方針ごとの取組項目」の）経営方針3の④にあるような、職員研修です。それぞれの部局の抱えている事業をグローバル視点で見直したり、あるいは次の施策展開を考えたりすることがあると思いますが、例えば、観光でいうと隣の京都府では次のターゲットは東南アジア、中東だから、じゃあうちも中東だとか、全国的に今の主流はこうだからとか、アメリカでは教育は委託する動きがあるからじゃあうちもというように、後追いで今主流になっていることを採り入れていることが結構あるのかなと思います。さきほどおっしゃったように、滋賀県が、自分の強みを活かして、本当にしなければいけないことは何なのか、グローバルな視点で見ながらも、では何を取捨選択していくのか、評価軸をしっかりと持っておくべきで、そのための人材育成といいますか、研修をしっかりとしてほしいと思います。

G委員：

行政経営方針というのは、マネジメントの話ですので、わかりにくさがあると思います。行政に慣れていない方からすると、組織マネジメント、つまり人や財産の話ですので、グローバル化や少子高齢化対策はなかなか前面には見えてこないということはまずあると思うんですね。その点を、新規の委員の方にちゃんと説明されたのか気になったのが最初の感想です。

今回さまざまな経営方針を立てられていますが、非常に重要になってくる問題の一つが、政府間関係だと思います。中央に地方分権を望むというのももちろん大事なんですけれども、市町との関係も重要視されてきていて、市町村合併をしてきた結果、今ある基礎自治体の単位と、彼らがする仕事との間にギャップが出てきている。学校の維持管理が典型的な例ですが、とある自治体では、市町間で、一部事務組合ではないんですが、学校の共同運営という形で、財産管理も市町を越えた単位でやっていくという形が出てきています。こういう動きが今後も出てくると思いますので、行政単位がリスケールされる可能性が非常に高い。そういうことで、今ある行政単位ではない面積というのが問われてくるんだと思うんですけども、そういった点が、経営方針2の「地方分権のさらなる推進」、市町との関係に関わると思いますし、市町が自分たちだけでやるということならいいんですが、もともと情報収集であったり、市町間の連携調整など、県に頼らなくてはならない局面は出てくると思うんですね。皆さんが心配されている、人口減少の社会にあって、行政単位をどのようにリスケールしていけば我々の生活が安定していくのかというのは、今後積極的に議論していく必要があると思います。また、市町との関係とは別の部分で、財産管理、公共施設をどうしていくのか触れられていますが、公共施設に関しても、各自治体で同じような施設を一つずつ持つという時代から、共同運営に変わってくると思います。そういったこと

を見込んで、どう対応していくのかは、計画を立てられている段階ではあまり出てこないと思いますが、そういう、先読みした行政課題を、いち早く県が読み取り、それに対してどう発信、対応していくのが求められていると思います。これを見せていただいていると、平成27年度から頑張っていくということしか述べられていませんが、今後審議していく際には、随時情報提供していただければと思います。

事務局： 公共施設の関係は、まさに現在進行形で動いているところでして、例えば、国、県、市町の施設が1つの建物に入るといった考え方も、国の方から提示されております。県としても、国や市町と十分情報交換をしながら、今後具体的な検討に入ってまいります。可能であればそういうことも現実起こってくると考えております。県の施設では、公の施設の見直しを進めてきたところですが、さらにより効率的な運営の観点から検討を進めてまいりたいと考えております。

H委員： 改革というからには、結果を出さないと意味がないと思うんですね。結果が何かと言いますと、公的部門に欠けているのはなんといっても採算性だと思いません。例えば医学の分野でも、天皇陛下の手術は、東大病院で、東京大学の医師ではなく、順天堂大学の医師が執刀されました。なぜかというと、親方日の丸の大学では、研究で外科の教授になれますが、私立の大学では、手術がうまくなければ外科の教授になれないんですね。どういう結果を出してきたのが大事だと。

いつだったか私びっくりしたんですが、大阪府だか大阪市だかの教員評価で、2,000人中、悪い評価は5人だけだったと。私からすると、組織では、5人いれば1人はマイナスの評価で当たり前。そういう観点からすると、非常に評価が甘いんじゃないかと。

ですから、立てられた目標は立派でも、それをどうこなすのが大事ですから、厳しい目で採点していただいて、反省していただくということをお願いしたいと思います。

B委員： 資料の22頁、「⑤女性や若手職員の活躍推進」で、「所要の見直し」とありますが、どういったもののことでしょうか。

事務局： グループ制を、来年度から係制に移行してまいります。そこで、係長という職もできてきますが、職階、職制の見直しも必要と考えており、そういう趣旨で書かせていただいております。

I委員： 先ほど話にもあったように、地方創生の部分については、確かに記載が弱いのかなと思っています。基本構想との役割分担もありますので、この委員会でその点を取り上げるかは議論しなければなりません。地方分権の取り上げ方として、国との関係とか市町との関係とか、いわゆる団体自治が強調される一方、経営方針全体としてはむしろ住民自治が強調されており、もう少し、滋賀県から、先ほどのKPIのような具体的な設定も含めて、国へ前向きな提案をしたり、既存のものをどう管理していくかという視点にプラスして、市町をリードしていく方向性が計画に盛り込まれていると、県庁力だけではなく、県民力も上がっていくのではないかと思います。あくまで感想ですが、そのように感じました。

委員長： では、ただいまの議題はこの辺でいったん審議を終わらせていただきます。事務局におかれましては、ただ今のご意見を参考にしながら、ご検討いただきたいと思います。

(5) 議題4 公共施設等のマネジメントについて

＜事務局から「公共施設等のマネジメントについて」(資料4)により説明をしました。＞

＜質疑および意見＞

- 委員長： ただいま説明いただきました内容について、ご意見、ご質問等がありましたらお願いしたいと思います。
- A委員： 普通、民間企業は、減価償却という概念があります。公共施設は、修繕の予算はとられていますが、全体で、50年で建物そのものの価値がゼロになるという概念はないんですか。
- 事務局： 減価償却という概念は今のところございませんが、建物に関しては、一般に50年で建替という考え方を取っております。
- A委員： 減価償却概念を取り入れて収支を考えていくと、資産が目減りし、それが費用として発生してきますから、県の財政の収支バランスは、数字ではもっと悪化しているはずなんですね。減価償却概念を入れていないので、建物の価値がどんどん目減りして行って、50年で更新しなければならないのに、それが無いからこういう形になっている。これは滋賀県だけでなく、国などもそうだと思いますが。これは感想としてひとつ。
- 事務局： もう一点、資料の建替等に要する経費の棒グラフで、平成39年でぐっと数値が下がっているのはなぜですか。
- 事務局： 国の試算ソフトを用いて作成しており、考え方としては、これまでやってこなかった部分について、平成28年度から今後10年間の間に集中的に行うという前提条件を置いているためです。
- A委員： 平成39年に改善するというのではなく、それまでの間に修繕を集中的にやるということですか。
- 事務局： 対応が必要な建築物がたまっているということです。
- 事務局： 減価償却につきまして、行政経営方針「実施計画」のポイント、資料3-2の1頁下にあるとおり、新たな公会計制度の取組があります。委員ご指摘のとおり、官庁会計では、単式簿記の単年度の予算会計ですが、今、総務省が音頭をとられまして、まずは県の固定資産台帳を整備しよう。毎年度減価償却をしながら、いわゆる複式簿記による資産管理をしていくという方針です。補助的なものとして作成するわけですが、いずれはきちんと減価償却も反映していくということです。
- 事務局： 補足ですが、現実問題としては、10年間でこれだけやれるかということ、財政的には困難でして、後ろに倒していかざるを得ない現状がございます。
- A委員： こういう県の施設は、民間では、どこも受け手がないんでしょう。
- 事務局： 民間は採算を考えられますので、採算があれば受けていただける可能性はあるかと思いますが。
- A委員： はっきり言うと、建物は、もうなんの値打ちもない。いずれは費用がかかるから、となると、やはり行政が対応していかざるを得ないと。
- 委員長： ものによっては、コラボしが21のように、行政の持ち出しなしで民間に運営

を任せてしまうという方式も可能ですね。

- A委員： 杉並区役所は、上をマンションにしてしまって、ほとんど持ち出しゼロでね。
- 委員長： 長浜市や草津市でも、交流センターなど、市の持ち出しなく、民間で採算の取れるやり方を検討している。本業の方で提案させてもらっているところなんです。
- I委員： 取組の中で、総量の適正化も入っているのですが、これは、公有財産の売却も視野に入れているのでしょうか。
- 事務局： 将来的にその施設が、不要ということになれば、売却することもあり得ます。
- I委員： 民間の建物でも、上物は、何年かたつと価値がゼロになって、価値があるのは土地だけになりますが、公の施設は用途に制限がありますので、用途を超えて柔軟に活用できるよう、国に働きかけるべきと思いますし、そのこの了解を得られた場合に、次のステップとして官民連携のあり方を考える必要があると思います。公の施設として持つのがベストかどうかは、時代によっても変わってくると思いますので、そのあたり柔軟に考えていくと、このテーマが広がるかなと思います。
- 事務局： 用途変更については、国でも考えておられるところです。この問題は全自治体に関連しますので、全国から要望がいろいろと挙がっており、県としても必要な取組を考えてまいりたいと思っています。
- I委員： 確認ですが、減価償却については、現状は財務諸表には反映されていないという理解でいいでしょうか。
- 事務局： 今は反映できておりませんので、新たに複式簿記と固定資産台帳を整備した上で、公会計といいますか、企業会計的な帳票をつくるということ、平成29年度を目途に取り組んでおります。
- B委員： 公共施設の維持管理をどうしていくかを、国の特区などを活用して、地方創生の中で、市町と一緒に取り組んでほしいと思います。老朽化した施設をインキュベーションセンターとして活用する等、雇用を生み出せる新しい器、県民がことを始められる場となるように、県がつなぎをするといったソフト面の対応も必要じゃないかと思います。維持だけでなく、どう使うかを考えていただけると、次の動きが出てくると思います。
- 事務局： 施設評価を進めているところであり、県としてその施設が必要なのか、必要であっても、財政上負担に耐えられるのか、ただ施設をなくすというだけでなく、県が元気になるようにという視点も施設評価には必要だと考えております。
- 委員長： そのためには、施設所管課だけでは対応できず、部局横断的な対応が必要であると考えています。
- 委員長： 老朽化した建物を耐震も踏まえて早く見直してほしいと思います。
- 例えば大津駅では、市役所、JR西日本等が改修計画を立てていますが、利用者が高齢化してきている中で、壁を塗り替えてトイレを直すだけでよいのか、県都の顔として。土産物を買うところもない、琵琶湖を望める場所もない。住民の満足度の向上も含めて考えていただきたいと思っています。
- 公共施設については、国体との関連も見過ごせないと思います。2024年までの計画は既に始まっていますが、国体準備室だけが対応するというだけで済ませてはいけないと思います。開催後の利用も考えて、滋賀らしく、エコで、再利用可

能で、と検討されている委員からはいろいろな意見が出ているので、注目していきたいと思います。

市営の施設については県は関係ないかもしれませんが、県営施設については、この委員会でも情報開示してもらって評価していきたいと思います。

いろいろなところで言っているのですが、主会場候補地となったびわこ文化公園や希望が丘に、主会場に代わる大きな施設をつくるような話もありますが、開催後に利用はあるのかという点で疑問に思っています。

また、近江大橋の無料化に伴って、通行量が1.5倍になり、土日は大変な状態になっています。渋滞の解消方法がない。琵琶湖大橋についても、同じようになるのではないのでしょうか。湖西道路の4車線化など知事は考えてくれていると思いますが、近江大橋の二の舞にならないよう、利用者の利便と後の負担の両面を考えていただきたいと思います。近江大橋の場合、経済界、トラック運送組合も、有料化の継続に賛成されていました。渋滞するのが目に見えていたので、渋滞しては仕事にならないと判断されたからです。

B委員： ちょっと関係ないかもしれないですが、県外から観光客が、車でたくさん来られています。湖岸に車を停めるのが無料なんです、せめて駐車料を有料にしてはどうでしょうか。無料だからお客さんが来るというのもわかるんですが、やっぱり公共の土地であるので。細かい話かもしれないですが、取れるところから取るという考え方も、これからは必要ではないかと思えます。お金を払ってでも滋賀にくるという意識を、他府県の方に持っていただけるとありがたいと思います。

F委員： 長寿命化の要件に、年数と規模がありますが、これはどういった観点から決められているのでしょうか。

事務局： 年数については、50年から65年に長寿命化するにあたり、30年くらいは残期間がないと予算をつぎ込めないという考えを取っております。

面積については、一定規模以上ということで、小さな施設などを外しています。500㎡を超えるものを対象にすると、およそ120施設が長寿命化対象施設となり、財源的にも対応可能ではないかということで、このような基準としております。

F委員： 非常にシステムティックな要件だと思えるんですが、協働での利活用という面からいうと、アクセスの良し悪し、社会ニーズにどれだけマッチしているか等の評価がないものですから、小さなNPOの立場からすると、大きすぎる施設はかえって不便だったり、大きいので市街地から離れていたり、施設を評価する尺度はいろいろあります。大きければ良い、といった考えになりかねないと思います。

事務局： 要件はあくまで長寿命化対策を行うかどうかのものであり、長寿命化対象外の施設については、建替について検討していくこととなります。

委員長： 以前、公の施設について検討しており、現在ある建物は、必要なものがほとんどということではないのでしょうか。

事務局： 当時は人口減少を考慮しておりませんでしたので、再度検討が必要となっているものです。

C委員： よそ者としての意見ですが、ほとんどの自治体の地方創生の取組には、移住促

進が必ず含まれており、例えば農業で5万円、観光で5万円、他で5万円稼いで生業を成り立たせるといったビジネスモデルを作ろうとしています。

滋賀にはもともとビジネスがいっぱいあってそんな必要がありませんが、その良さが見えておられないように思えます。

グローバル化については基本構想の問題だと言われますが、すごく優れたものがたくさんあるのに、県として、それを伸ばすように取り組もうという姿勢が見えない。水ビジネスについてもグローバルに売り出していけば、もっといろんな可能性があり、老朽化の施設についてももっと使い道が出てくるのではないのでしょうか。

委員長： 一言で滋賀といっても、滋賀の中でも地域によって異なっており、一律に考えるのは大変だと思います。

B委員： 滋賀の人は実直、まじめで、きっちり手順を踏んで物事を進めるので、これからやるぞ、とアピールするような方向にならないのではないかと思います。

C委員： 外から見るとそう見えるということで、あえて申し上げました。

事務局： 人口の話が出たので、紹介しますが、国の研究所の推計で、平成22年の国勢調査をもとにすると、30年後には滋賀県の人口は7.2%減少し、131万人弱となると見込まれています。その中でも60歳以上は今よりも増え、若年者層が減ることから、学校等の必要数は低下していくことになります。

また、南部は増加が続きますが、高島、湖北は減るなど地域差もあり、ひとくりに考えることが難しい面もあります。

委員長： 時間も迫ってまいりましたが、これだけは言っておきたいということがございましたら。

J委員： 議題としては「その他」になりますが、この4月1日から子育ての国の仕組みが変わります。安心して子育てができる地域づくり、県土づくりということで紹介させていただきます。以前にもこの場所で発言させていただきましたが、一番小さな、自治会館の単位での子育てサロンです。県の予算も投入された「草の根ハウス」を、子育ての場所として使っていただきたいと思います。滋賀県は県としての子どもセンターが設置されておきませんが、地域でこういう自治会が頑張っていることを、またこういう形で身近な場所で、子育て支援していることを知っていただければと思います。

G委員： 資料4は学者が見ればよくわかる資料で、人口減少、ひいては税収が減っていく中、きびしい財政運営を迫られる。これまでの高度成長期型の市民サービスはやっていけない、という考え方の転換をしなければいけないという大前提がまずあると思います。その限られた財源のなかで維持管理をどのようにしていくのか。

一方で、適正化を考えると、過去20年間の財政事情から、施設の見直しというスクラップのイメージが非常に強いので、利活用の話が各委員からも出てくる。少子化が進む中で、スクラップもある程度必要ではあります。それにとどまらず、かつてのような量の削減で元がとれるのか、また、利活用のあり方を含めて検討しなければならない。そういったメッセージが、委員にうまく伝わっていないなと思うんですね。個別の議論がここで出てきてしまう。

財政面が厳しいから、50年単位でスクラップしていくのではなく、比較的新し

い施設は長寿命化してなんとか頑張ろう、という前向きな取組のはずが、それがあまり皆さんに伝わってなくて、削られるという危機感が先にあってしまう。

総務省の指示で、総合管理計画が策定されますが、現代社会における新たな維持管理の手法を考えていこうというものです。それが共通理解としてあれば、もう少し積極的な意見が出たんじゃないかと思います。そういうことを、もう少し、官の用語ではなく説明されているものが、あればいいなと思いました。

事務局： 今後この問題を県民の皆さんにご理解いただく上で、できるだけ分かりやすい資料を心がけるとともに、県税収入が減少する中で、県の施設をどうしていくのかというのが出発点でございますので、そのあたりも次回委員会等でご報告できるようにしたいと思います。

委員長： 流れの中では、各委員さんご理解いただいていると思うんですけども、それ以上に世の中の変化が激しかったり、お互い共通の認識ができていない部分とそうでない部分とがありますし、それぞれお住まいの地域によって状況が違ったりもして、同じように理解するのは難しいかもしれませんが、できるだけ皆さんのご理解を深めていただけるような、わかりやすい説明をお願いしたいと思います。

それでは、まだまだご意見もあろうかと思いますが、本日はこのあたりで終了させていただきます。円滑な運営にご協力いただきましてありがとうございます。

(6) 閉会

<事務局あいさつ>

一言お礼を申し上げます。本日はどうもありがとうございました。新しい委員の皆さんになってはじめての会議ということで、我々の資料も十分でなかった面もあるかと思いますが、今後改善していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

委員の皆様には、活発にご議論いただき、いろいろなご意見をいただきました。行政経営方針を作らせていただいて、四年間これに基づいてやっていくというなかで、いろいろな視点、グローバル化の視点や地方創生の視点、滋賀県らしさを出していくべきという視点もありましたので、今後の基本構想や施策の展開に反映させていきたいと思っております。また、人口減少社会への対応も非常に重要な問題で、県だけでなく、市町も同じ課題を抱えておりますので、十分協調してやっていきたいと考えております。市町との連携は、後の議題にありました公共施設等のマネジメントにもかかわってきますので、県と市町、どういうことがやっていけるのか考えていきたいと思っております。

もう一つは、成果を示すべきということがありました。評価の仕方です。我々方針を作っただけではなくて、この方針に基づいてちゃんとできたのか、評価につきましても、この委員会、部会も活用して行っていきたいと思っております。

来年度は、当方針の取組の評価に加えまして、資料2で議論いただきました、個別テーマによる部会でも議論いただきながら、より深く検討していきたいと考えております。皆様のご支援もいただきながら、この委員会が、県政を推進していく後押しとなるように、進めてまいります。

重ねてお礼申し上げます、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

